

## 緊急事態宣言を踏まえた県議会における 新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 5 月 15 日改正

県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきたところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大が続き、4月7日、緊急事態宣言が発令される事態に至った。

そこで、県議会として、今後の審議や感染防止に寄与する取組を進め、新型コロナウイルス感染症対策を更に充実させるため、順次、次の取組を実施していく。

### 1 マスクの着用及び傍聴の取扱い

会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。

また、傍聴に関しては、可能な限り自粛していただき、インターネットによる視聴をお願いする。

〈直ちに実施〉

### 2 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

#### (1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

〈直ちに実施〉

#### (2) 出席者の縮減と柔軟な会議室の使用

議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減するとともに、過密を避けるため、必要に応じて代替の会議室を使用する。

〈直ちに実施・検討〉

本会議や委員会への議員の出席について、本会議においては、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、議席番号により出席議員を半数程度に縮減する。

また、委員会においては、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整する。

〈準備ができ次第実施〉

### **(3) 執務スペース等の確保への協力**

執行機関に貸し出す委員会室の対象を拡大し、全委員会室を貸し出すこととする。また、議会大会議室及び議会応接室の貸出要件を緩和し、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

〈必要に応じて実施〉

### **3 議員要望事項等に係る執行機関との窓口の一元化**

円滑かつ効率的に事務を処理するため、緊急事態宣言が発令されている間は、新型コロナウイルス感染症に関する要望等については、議会局が原則として窓口となり、執行機関等に要望する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

### **4 県民意見等の聴取と情報発信**

新型コロナウイルス感染症に関する更なる県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを新設する。頂いたご意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

請願・陳情は、郵送による提出の協力要請をする。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

### **5 状況を踏まえた議会日程の調整**

今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

〈必要に応じて実施〉

### **6 その他**

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。